

岐阜市福介第1632号

平成26年12月11日

居宅介護支援事業所 管理者 様

岐阜市長 細江 茂光

岐阜市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の制定について（通知）

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成25年法律第44号）により改正されました介護保険法（平成9年法律123号）第47条及び第81条において、市（中核市）は条例で、居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定めることとされています。このため、本市は、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第30号。以下「省令」という。）に応じて岐阜市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例（平成26年条例第69号。以下「条例」という。）を公布し、平成27年4月1日から施行します。

条例各条の趣旨は下記のとおりです。市の独自基準により省令とは異なるところがありますので今後の事業運営にご留意をお願いします。

記

1 条例と省令との対照

別表を確認願います。

2 条例各条の解釈について

別表の「独自基準を規定するもの」欄において○印が付されている条については、以下によることとし、これら以外は次項に掲げる国の通知の例によるものとします。

(1) 暴力団の排除（第3条）

この規定の趣旨と内容は、岐阜市暴力団排除条例（平成24年岐阜市条例第13号）に基づいて、市と介護保険事業所が協働して、暴力団排除の推進を図るものであり、事業所を開設する法人の役員、事業所の管理者をはじめとする事業所の運営に従事する者は、暴力団、暴力団員又はこれらと密接な関係を有する者であってはならないこととします。

したがって、貴事業所において該当する者がいないか等点検されますとともに、今後の運営にあたり十分ご留意ください。

(2) 運営規程（第21条第6号）

第21条第6号に、本市独自の基準として、運営規程に「苦情を処理するために講ずる措置の概要」を盛り込むことを規定します。

この規定の趣旨と内容は、運営規程が、サービス利用時の条件や留意事項等を、当該事業所の利用希望者等に対して予め示すもので、サービスの選択時には欠くことのできない重要な情報の一つであることを考慮して、特に重要な事項を運営規程に定めることとするものです。

したがいまして、貴事業所の運営規程において、苦情処理を処理するために講ずる措置の概要が定められているかどうかを点検されますとともに、定められていない場合は、速やかに定めてください。

(3) 掲示（第25条第2項）

第25条第2項に、本市独自の基準として、運営規程や重要事項説明書等の重要事項をインターネットを利用した閲覧に供するよう努めることを規定します。

この規定の趣旨と内容は、利用者との契約が前提とされている介護保険サービスにおいて、利用申込者に対しサービスの選択性の向上を図るものです。

したがいまして、貴事業所のホームページ等において、これらの掲示に努めるとともに、常に最新の情報が閲覧できるよう点検及び更新を実施してください。

(4) 記録の整備（第32条第2項）

第32条第2項に、本市独自の基準として、記録の保存期間は「5年間」とすることを規定します。（省令においては「2年間」と規定されています。）

この規定の趣旨と内容は、障害福祉サービス等、他の社会福祉事業等の基準に定められる記録の保存期間や地方自治法において金銭債権の時効は「5年間」と規定されていることとの整合を図るものです。

なお、経過措置として、この条例の施行（平成27年4月1日）までに保存されている記録については「2年間」の保存でよいことを規定しています。

したがいまして、貴事業所において、条例施行後、完結する記録から5年間保存する体制を整えてください。

3 条例の解釈として準用する国の通知

- ・指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準について（平成11年7月29日老企発第22号）
- ・介護保険・高齢者保健福祉事業に係る社会福祉法人会計の取扱いについて（平成24年3月29日老高発0329第1号）
- ・介護保険の給付対象事業における会計区分について（平成13年3月28日老振発第18号）
- ・介護サービス事業者に係る業務管理体制の監督について（平成21年3月30日老発

第 0330077 号)

・介護サービス事業者の業務管理体制の整備の届出に関する規則（参考例）の送付について（平成 21 年 3 月 30 日厚生労働省老健局総務課介護保険指導室）

なお、以上の通知のほか、国等から発出されている又は今後発出される省令に関連する通知等については、独自基準による部分を除き指定居宅介護支援事業者に対する指定、指導及び監査の基準としますのでご留意をお願いします。